

令和5年度 千葉市下水道事業会計 決算の概要

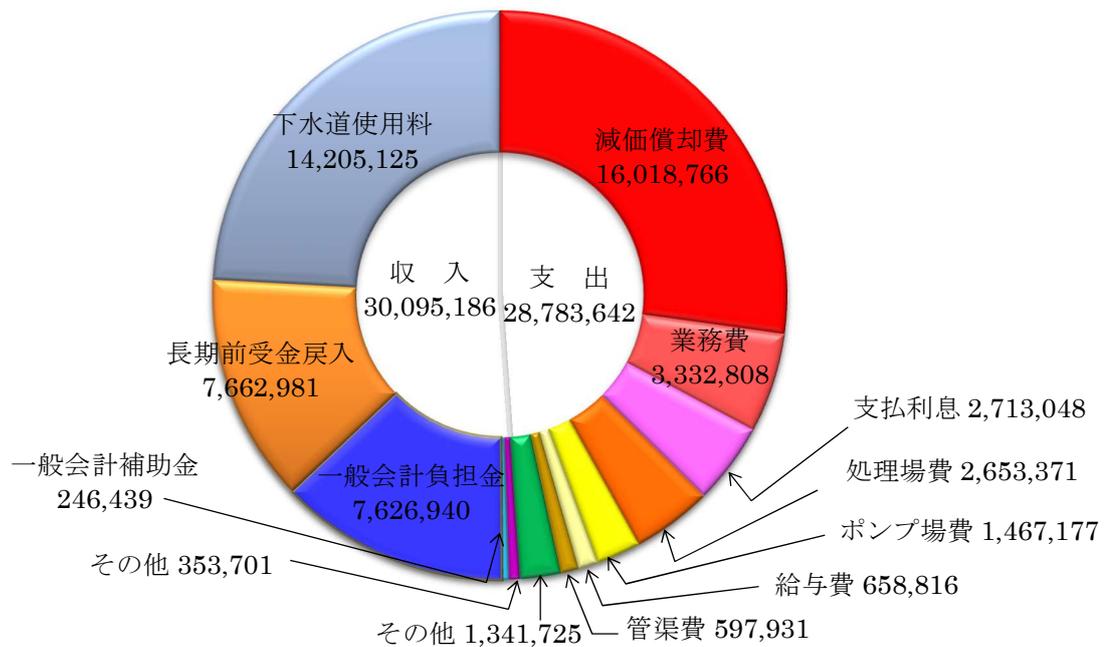
千葉市の下水道事業会計は、地方公営企業法に規定する財務規定を適用しており、民間企業と同様の会計方式が用いられています。また、同法施行令により、損益取引（収益的収支）と資本取引（資本的収支）に区分することとされています。

1 収益的収支

収益的収支とは、営業活動（維持管理等事業の運営活動）に伴う収入と支出のことです。下水道事業では主に、下水道使用料、一般会計負担金が収益的収入に、維持管理費（業務費、処理場費、ポンプ場費など）、減価償却費、支払利息が収益的支出に該当します。

<収益的収支 決算>

令和5年度決算 収益的収支 （単位：千円、税込）



【注】

減価償却費：固定資産の経年的価値の減少額を、毎事業年度の費用として配分したもの。

長期前受金戻入：減価償却を行うべき固定資産の取得・改良に充てるため補助金等の交付を受けた場合に、その金額を「長期前受金」として整理することになっており、その固定資産の減価償却・除却等を行う際には、償却等見合分を順次収益化することになっている。この収益化額を「長期前受金戻入」という。

<収入>

(税込)

区分	予算額(a)	決算額(b)	(b) - (a)
	千円	千円	千円
第1款 下水道事業収益	30,209,695	30,095,186	△114,509
第1項 営業収益	21,991,417	21,900,711	△90,706
第2項 営業外収益他	8,218,278	8,194,475	△23,803

【注】

営業収益：企業の主たる営業活動から生じる収益のこと。具体的には、下水道使用料、一般会計負担金など。

営業外収益：金融財務活動その他主たる営業活動以外の原因から生じる収益のこと。具体的には、長期前受金戻入、一般会計補助金など。

<支出>

(税込)

区分	予算額(a)	決算額(b)	(b) - (a)
	千円	千円	千円
第1款 下水道事業費用	29,172,393	28,783,642	△388,751
第1項 営業費用	25,871,757	25,436,475	△435,282
第2項 営業外費用他	3,300,636	3,347,167	46,531

【注】

営業費用：主たる営業活動のため生じる費用のこと。具体的には、減価償却費、業務費、処理場費、ポンプ場費、管渠費、給与費など。

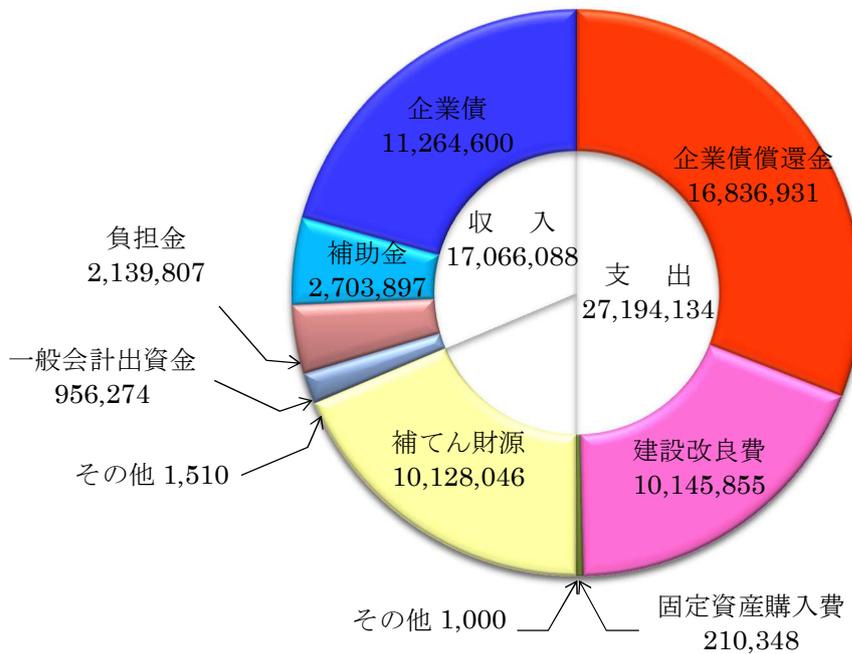
営業外費用：金融財務活動に要する費用及び事業の経営活動以外の活動によって生じる費用のこと。具体的には、支払利息など。

2 資本的収支

収益的収支とは、営業活動以外の施設の建設などの資産の形成に伴う収入と支出のことです。下水道事業では主に、国庫補助金、企業債が資本的収入に、建設改良費、企業債償還金が資本的支出に該当します。

<資本的収支 決算>

令和5年度決算 資本的収支 (単位:千円、税込)



【注】

企業債：地方公共団体が地方公営企業の建設、改良に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。

補てん財源：資本的収支は、通常、支出に対して収入が不足することとなるため、この収支不足額の補てんに用いる財源のことを「補てん財源」という。具体的には、減価償却費など現金支出を要しないものを費用に計上することによって内部に留保される資金がこれに該当する。

<収入>

(税込)

区分	予算額(a)	決算額(b)	翌年度繰越額(c)	(b) + (c) - (a)
	千円	千円	千円	千円
第1款 資本的収入	26,786,720	17,066,088	8,483,545	△1,237,087
第1項 企業債	17,609,100	11,264,600	5,386,700	△957,800
第2項 他会計出資金	999,839	956,274	0	△43,565
第3項 補助金	5,935,305	2,703,897	3,096,845	△134,563
第4項 負担金他	2,242,476	2,141,317	0	△101,159

<支出>

(税込)

区分	予算額(a)	決算額(b)	翌年度繰越額(c)	(b) + (c) - (a)
	千円	千円	千円	千円
第1款 資本的支出	36,597,370	27,194,134	8,610,264	△792,972
第1項 建設改良費	19,370,897	10,145,855	8,582,964	△642,078
第2項 固定資産購入費	376,710	210,348	27,300	△139,062
第3項 償還金他	16,849,763	16,837,931	0	△11,832

令和5年度の事業について

本市下水道は、令和3年度からの新しい中長期経営計画において、計画期間に取り組むべき方向性を3つの基本方針「安全・安心で快適な生活を支える下水道」「環境の保全と循環型社会を目指す下水道」「健全な経営に基づいた持続可能な下水道」として定め、令和5年度は、浸水被害を軽減するための雨水対策、地震時における機能の確保、施設の維持管理、老朽化施設の改築、污水管渠の整備、資源の有効利用、官民連携推進に向けた検討などを進めました。

1 整備率、接続率等

- (1) 整備率 93.7% (令和5年度末)
(整備済面積 12,300ha / 事業計画面積 13,121ha = 93.7%)
- (2) 下水道人口普及率 97.5% (令和5年度末)
(整備区域内人口 956,140人 / 行政区域内人口 980,931人 = 97.5%)
- (3) 接続率 99.6% (令和5年度末)
(接続人口 952,528人 / 整備区域内人口 956,140人 = 99.6%)
(接続人口は、前年度末よりも4,014人増加)
- (4) 年間処理水量 116,222 千 m^3
- (5) 一日平均処理水量 318 千 m^3

2 施策ごとの主な事業実績

- (1) 浸水対策
大雨などによる被害を軽減するため、雨水対策重点地区整備基本方針などに基づき雨水管渠や雨水貯留槽の整備を行うとともに、引き続き、市民による防水板設置の費用を一部助成しました。
- (2) 地震時における機能の確保
管渠の耐震化工事を進め、末広中学校などにおいてマンホールトイレ設置工事を行いました。
- (3) 施設の維持管理
中央雨水ポンプ場や南部浄化センターなどで設備等の修繕を行いました。
- (4) 施設の老朽化対策
蘇我雨水ポンプ場などで設備等の改築を行いました。
- (5) 污水管渠の整備
宮野木町、若松町などの面整備を推進した結果、整備面積が1ha増加しました。
- (6) 資源の有効利用
南部浄化センターにおける汚泥固形燃料化施設の建設に着手しました。
- (7) 官民連携推進
管路の維持管理における包括的民間委託を開始しました。